

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 15 日

各 都道府県 { 母子保健主管部 (局) } 御中
 { 児童福祉主管部 (局) }

こども家庭庁成育局母子保健課
支援局家庭福祉課

令和 6 年能登半島地震で被災した妊産婦、乳幼児の
安心して生活できる場の確保及び出産前後の支援について

今般の令和 6 年能登半島地震の被災により、被災者の方々については避難所等での生活を余儀なくされている状況です。特に妊産婦、乳幼児については、継続的な支援について十分配慮する必要があります。また、被災地又は避難先において出産した場合、産後の不安定な状況の中で新生児を連れて帰る場所がない場合もあり、安心して生活できる場の確保は急務です。特に、少なくとも産後 1 か月程度、安定して生活できる環境の確保は、母子関係の確立においても重要です。

つきましては、各都道府県におかれては、下記についてご了知いただくとともに、貴管内市町村に周知いただき、特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 避難所等に避難又は仮設住宅、公営住宅等に入居した妊産婦、乳幼児に対して、市町村の母子保健事業（保健師・助産師等による訪問、母子保健推進員等のボランティアの活用等）により支援を行うこと。

また、被災地又は避難先において出産した場合に、産婦が安心して生活できる場を確保するため産後ケア事業の利用も考慮されることから、当該産婦に対して適切に利用を案内すること。なお、避難先における産後ケア事業の利用については、「令和 6 年能登半島地震による災害の被災者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について」（令和 6 年 1 月 1 日付け事務連絡）を踏まえ、住民票の移動の有無に関わらず、避難先である市町村において適切にサービスが受けられるよう特段の配慮を行うこと。

なお、この場合における産後ケア事業の利用の取扱いについては、以下のとおりとすること。

ア 産後ケア事業の短期入所（ショートステイ）型については、利用期間を原則として7日間以内としているところ、被災した産婦については、市町村が必要と認めた場合にはその期間を延長することができること。この場合、少なくとも産後1か月程度安定して生活できる環境の確保は、母子関係の確立においても重要であることなどを踏まえ、適切に利用期間の延長対応を行うこと。

イ 産後ケア事業を利用した場合の利用料については、住民税非課税世帯等に対して1日当たり5千円の減免措置を講じているところであるが、被災した産婦については、住民税非課税世帯等に該当するものとして、5千円の減免措置の対象として差し支えないこと。この場合、被災した産婦に産後ケア事業の利用を案内する際に、当該減免措置の対象となることを説明するなど、当該産婦が安心して利用できるよう周知を行うこと。

2 なお、被災し避難している妊産婦、乳幼児については、母子生活支援施設、乳児院（被災地以外の都道府県に所在する施設を含む）等の利用も可能であるので、「令和6年能登半島地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（令和6年1月4日付け事務連絡）を踏まえ、担当課と連携を密にすること。